

Q & A

Q 「特定工場に該当しない工場からの騒音や特定建設作業に該当しない建設作業からの騒音の苦情が増加しているとのことですが、規制の変更や特定施設や特定建設作業の追加を検討されていますでしょうか。もし、既に検討されているのであれば、今後の予定を教えてください。これらの工場や建設作業を規制の対象に加えることで行政指導がしやすくなると思います。

また、このような場合にはどのように対応すればよろしいのでしょうか。」

(地方公共団体職員)

A ご質問のように最近では、必ずしも騒音レベルが規制値を超えていない場合や騒音規制法の対象とならない施設や建設作業からの騒音についての苦情相談も増えています。このように法規制の対象となっていない工場等からの相談については、環境行政職員が発生源や苦情者への対応に苦慮している現状もあるようです。また環境省では現在、規制の変更や追加について具体的な作業は行われていないと聞いています。

この場合に対応する根拠の一つとして「公害紛争処理法」があります。「公害」は環境基本法により、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気汚染、②水質汚濁、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下及び⑦悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること、と定義されており、この①から⑦までの7種類は、“典型7公害”と呼ばれています。これら典型

7公害に関係する紛争であれば、公害紛争処理法により発生源や苦情者に対して対応が可能と考えられます。また「相当範囲にわたる」については、ある程度の広がりがあれば、被害者が一人であっても対象となります。最近苦情が多くなってきた低周波音についても、騒音・振動に関係する事案としてとらえられる場合は、この制度の対象と考えられます。

苦情対応には、騒音、低周波音、振動などの測定が必要であり、まずは当事者が自ら測定を行う事が求められますが、管轄の地方公共団体も、苦情が寄せられた場合には可能な限り騒音、低周波音、振動の測定を行う事が期待されています。事業活動に伴い機器から発生する継続的な騒音等についても同様に対応を行う必要があります。

建設工事等の際に発生する騒音や振動についての被害に伴う苦情は、その期間中に騒音や振動の測定を行う必要があります。一般的な建設工事等の際に発生する振動に伴う建物被害の場合には、一般的な建物の経年劣化によるものなのか、地震等による被害なのかを適切に評価/判断しなければならず、専門的な知識が必要となる事案も多々見られます。工事開始の前、工事後に双方で被害の状況を確認することが望ましいです。

以上のように騒音規制法（または振動規制法）で対応が難しい被害の苦情があった場合には、公害紛争処理法を適用して住民対応が可能であるので環境行政担当職員も、いろいろな面から住民の生活環境を守るための対応が求められています。

(日本騒音制御工学会事務局 堀江佑史)